

ご依頼日	年	月	日
------	---	---	---

〇〇株式会社

ご住所	〒	お電話番号		
	(フリガナ)			
ご氏名	(フリガナ)	生年月日		お届け印

租税特別措置法施行令第25条の10の2第10項の規定等に基づき、次の①から④の事項に同意の上、下記に示す移管元の特定口座に係る特定口座内保管上場株式等を移管先の特定口座に移管することを依頼いたします。

- ① 貴社の責に帰す事由以外で移管が行えなかった場合、私が生その責に任じ一切貴社に迷惑をかけないこと。
- ② 移管手続上、貴社が本依頼書の内容を移管先（受方）金融商品取引業者等に連絡すること、並びに移管先金融商品取引業者等が同社での保護預りに係る私のプラットフォームにおける顧客IDを連絡すること。
- ③ 移管証券が移管先（受方）金融商品取引業者等の取扱銘柄でない場合は移管が行えないこと。
- ④ 移管先（受方）金融商品取引業者等によっては売却制限等の制限事項があること

移管予定 年月日	日付指定：1 可能な限り早い日：2	←日付指定の場合は「1」、可能な限り早い日の場合は「2」を記入してください。日付指定の場合は受付日より〇営業日以降の日をご指示ください。なお、移管希望日に移管できない場合がありますので、その場合には弊社より御連絡いたします。ご希望が無い場合は必ず「2」とご記入ください。「2」を記入された場合、弊社での最短の日程で移管手続を行います。
	年 月 日（日付指定の場合）	

移管元（渡方）口座明細

金融商品取引業者等名	部支店名（コード）	部支店の所在地	口座番号
	()		

移管先（受方）口座明細

金融商品取引業者等名	部支店名（コード）	部支店の所在地	口座番号
	()		

セキュリティトークンの明細（明細欄が足りない場合は、Excelの行数を増やしてご対応ください）

種類	銘柄名	数量
		受益証券発行信託：口 債券：額面金額(円)

移管元（渡方）社用欄

金融商品取引業者等名称	部室店名	移管完了日

移管先（受方）社用欄

受入記帳日	検印

参考様式

セキュリティトークン
特定口座内保管上場株式等移管依頼書

ご依頼日

年

月

日

〇〇株式会社

ご住所	〒	お電話番号		
	(フリガナ)			
ご氏名	(フリガナ)	生年月日		お届け印

租税特別措置法施行令第25条の10の2第16項の規定等に基づき、次の①から④の事項に同意の上、下記に示す移管元の特定口座に係る特定口座内保管上場株式等を移管先の特定口座に移管することを依頼いたします。

- ① 貴社の責に帰す事由以外で移管が行えなかった場合、私が生じ一切貴社に迷惑をかけること。
- ② 移管手続上、貴社が本依頼書の内容を移管先（受方）金融商品取引業者等に連絡すること、並びに移管先金融商品取引業者等が同社での保護預りに係る私のプラットフォームにおける顧客IDを連絡すること。
- ③ 移管証券が移管先（受方）金融商品取引業者等の取扱銘柄でない場合は移管が行えないこと。
- ④ 移管先（受方）金融商品取引業者等によっては売却制限等の制限事項があること

移管予定
年月日

日付指定：1 可能な限り早い日：2
年 月 日（日付指定の場合）

←日付指定の場合は「1」、可能な限り早い日の場合は「2」を記入してください。日付指定の場合は受付日より〇営業日以降の日をご指示ください。なお、移管希望日に移管できない場合がありますので、その場合には弊社より御連絡いたします。ご希望が無い場合は必ず「2」とご記入ください。「2」を記入された場合、弊社での最短の日程で移管手続を行います。

移管元（渡方）口座明細

金融商品取引業者等名	部支店名（コード）	部支店の所在地	口座番号
	()		

移管先（受方）口座明細

金融商品取引業者等名	部支店名（コード）	部支店の所在地	口座番号
	()		

贈与者・被相続人・包括遺贈者の氏名	(フリガナ)	死亡年月日	
贈与者の贈与時における住所 又は被相続人・包括遺贈者の 死亡時における住所	〒	お電話番号	
	(フリガナ)		

※贈与の場合は、「死亡年月日」の記入不要はです。

セキュリティトークンの明細（明細欄が足りない場合は、Excelの行数を増やしてご対応ください）

種類	銘柄名	数量
		受益証券発行信託：口 債券：額面金額(円)

移管元（渡方）社用欄

金融商品取引業者等名称	部室店名	移管完了日

移管先（受方）社用欄

受入記帳日	検印

<留意事項>

- ※1 「移管希望日」につきましては、欄外において「○営業日以降の日付」としてありますが、各社の都合に合わせ、適宜御対応ください。
- ※2 相続上場株式等の取得が贈与による場合には、相続上場株式等移管依頼書に贈与契約書の写しその他の書類で、当該相続上場株式等が贈与により取得したものであることを明らかにするものが添付されている必要があります。
- ※3 移管をしようとする特定口座内保管上場株式等が国外公社債である場合に本参考様式を参考に移管依頼書の書式を定める場合には、移管元の金融商品取引業者等は、銘柄の明細部に備考欄を設ける等により、当該国外公社債が租税特別措置法第37条の11第2項において第11号イ及びロ以外の号に該当し、移管後も特定公社債として取扱われることを確認のうえ、その旨を移管依頼書の各銘柄の備考欄に「特定継続」と記入し、移管先の金融商品取引業者等に送付してください。